

戦前名古屋における志賀公園の成立に関する研究

A study of Shiga Park completed in Nagoya

向口 武志*

Takeshi MUKAIGUCHI

Abstract: This paper discusses to examine the construction process of Shiga Park completed in 1931 in Nagoya, and to define its historical urban planning implications before World War II. Shiga Park, based on the "Master Plan of Park in Nagoya" in 1926, was the earliest project of the development through the private land readjustment in Japan at that time. KANO Tsutomu, who was the planner of the "Master Plan of Park in Nagoya", designed Shiga Park as a natural combined with modern park facilities and deciduous forests. Although Shiga Park was opened as part of park planning areas, integrated garden paths constructed on both the parkland and the remaining land of park planning areas that provided for development of park in the future. As work progress, the land readjustment union deepened their understanding of the significance of a modern park, decided to make two small parks voluntarily. Both the economic success of Shiga Park and Park promotion measures from 1932 amended the civil recognition of a modern park in Nagoya before World War II, and this trend prompted the donation of land by beneficiaries in cases such as Higashiyama Park completed in 1937.

Keywords: Nagoya, the modern period, land readjustment, KANO Tsutomu, Shiga Park

キーワード：名古屋、近代、土地区画整理、狩野力、志賀公園

1. はじめに

本稿は昭和6年(1931)に名古屋市において開園した志賀公園の成立過程とその特質を検証することを目的とする。

現在の志賀公園は名古屋市北区にある一般的な地区公園の一つに過ぎないが、開園当初の志賀公園(図-1)は、戦前名古屋の総合公園計画『名古屋都市計画公園』¹⁾に基づいて実現した最初の公園として「都市計画公園実施の第一の種が蒔かれたもの」²⁾と称えられた公園であった。戦前名古屋の都市計画を考える上で重要な研究対象といえる志賀公園だが、既往研究ではその概要が地方都市の土地区画整理と公園の関係を論じた丸山宏の研究³⁾、『名古屋の公園100年のあゆみ』⁴⁾、また名古屋の都市計画を総括する『名古屋都市計画史』⁵⁾などに紹介されるに過ぎない。既往研究が少ない原因として、志賀公園が内務省による「公園計画標準」に先行した旧都市計画法下の黎明期の公園であったこと、また民間の土地区画整理組合によって実施されたことから、公的な史料が残っていないことを指摘することができる。そこで本稿では、当時の『都市創作』等に断片的に記された志賀公園に関する記述を統合しつつ、筆者の調査によって見出した名古屋市政資料館に保存された図面史料を活用し、これまで判然としなかった志賀公園の実施過程を紐解くことを試みる。

志賀公園のみならず、昭和初期、旧都市計画法下における戦前の地方都市における公園実施の全容は充分に解明されているとはいえない。佐藤昌の『日本公園緑地発達史』でさえも、この期間の地方都市における公園実施に関する記述は限られたものである⁶⁾。既往の研究成果としては、先の丸山宏の研究や越沢明らによる札幌や小樽などに関する研究⁷⁾などがあげられようが、全国的な実態の解明にはより多くの地方都市における事例の検証が必要であり、本稿の考察は、昭和初期の地方都市における公園実施に関する具体的な例証となろう。

他方、志賀公園が実施された背景となる戦前名古屋の都市計画に関する既往研究は数多い。本稿と関連する成果として、土地区

画整理事業に詳しい佐藤圭二・鶴田佳子の一連の研究⁸⁾や住宅地形成から論じた堀田典裕の研究⁹⁾、また『名古屋都市計画公園』の計画理念を検証した向口武志の研究¹⁰⁾があげられるものの、志賀公園の実施過程を具体的に取り上げた既往研究はない。本稿はこうした戦前名古屋の都市計画に関する一連の史的研究の一つとも位置づけられる。

本稿は3章から構成される。第1章では同時期の日本都市計画における志賀公園の位置づけを行なう。第2章では志賀公園の成立過程とその空間的特質を分析する。第3章では事業費の負担方法と公園振興策の見地から、戦前名古屋都市計画に志賀公園が果たした役割に関して考察を加える。

2. 戦前日本都市計画における位置づけ

北村徳太郎は昭和8年(1933)の論文「新しい土地区画整理と其空地及修景問題」¹¹⁾の冒頭において、土地区画整理によって生み出された公園例として、関東大震災後の帝都復興区画整理事業における小公園と共に次の地方事例を紹介している。ここで北村のいう「西志賀近隣公園」が本稿の扱う志賀公園である。

名古屋市の西志賀土地区画整理組合で完成された一萬坪近くの西志賀近隣公園、大阪市では、土地区画整理組合で提供された数箇の公園候補地を、市公園課で当初慈善団体その他の各方面より寄付金を集めて公園として築造した。又中都市では長野組合でも好個の凡例を与えられた。此れ等組合は先駆者として、永遠に感謝されることだろう。

北村の論文に遡る昭和5年(1930)の『都市公論』では「都市公園特集号」が組まれ、その「地方通信」¹²⁾には次の都市における土地区画整理事業による公園の計画・実施例が報告されている。

長野市／鶴賀区画整理事業

* 名古屋市立大学芸術工学研究科

名古屋市／西志賀区画整理組合

中村公園の隣接する土地区画整理組合

大阪市／平野土地区画整理組合

天王寺土地区画整理組合 他

福岡県／第二南部 他

名古屋市における西志賀区画整理組合の事例が本稿の扱う志賀公園である。これらが後に北村の紹介した事例に相当するのかは定かでないが、志賀公園が地方都市において勃興しつつあった土

地区画整理による公園における最初期の実施例であったと位置づけることができる。

次いで公園規模をみる。昭和5年(1930)時点での志賀公園の規模は6000坪程度、計画面積ではあるが大阪市の平野土地区画整理組合¹³⁾の約1万坪、福岡県の約5万坪の事例と比べれば小規模である。しかしながら、帝都復興区画整理事業において実施された小公園の平均面積は850坪程度¹⁴⁾、土地区画整理による公園実施例として、志賀公園は同時期において特化した規模をもつ公園であったと見做して構わないだろう。

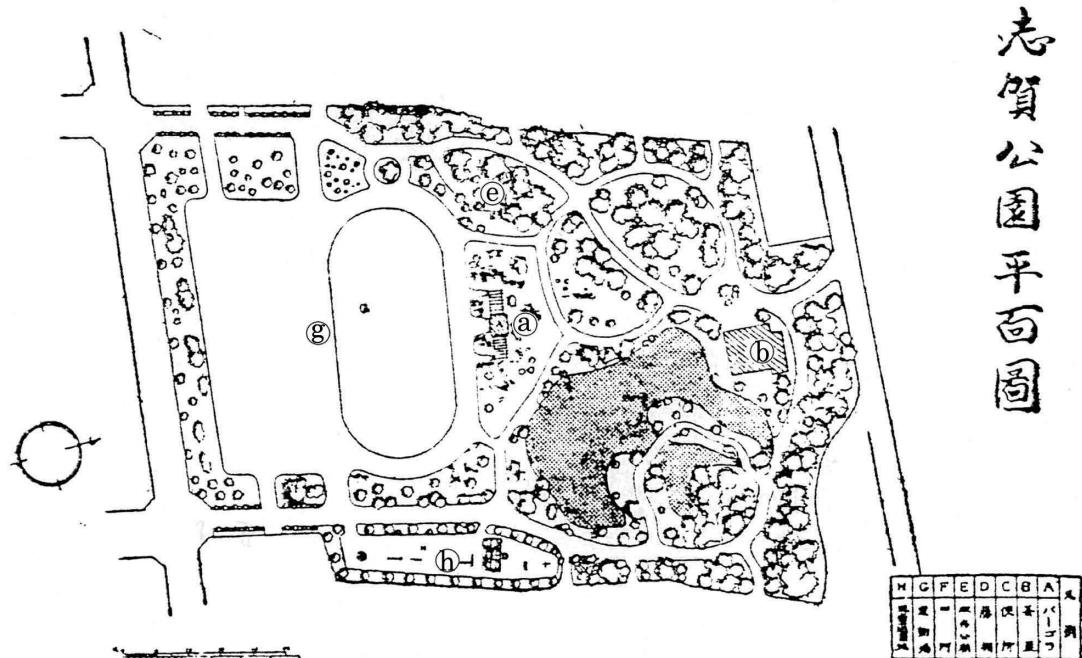


図-1 「志賀公園平面圖」昭和5年(1930)：『公園緑地』第1巻第5号, p. 72.

図中の○英字は判読可能部分を筆者加筆、本文とも対応。

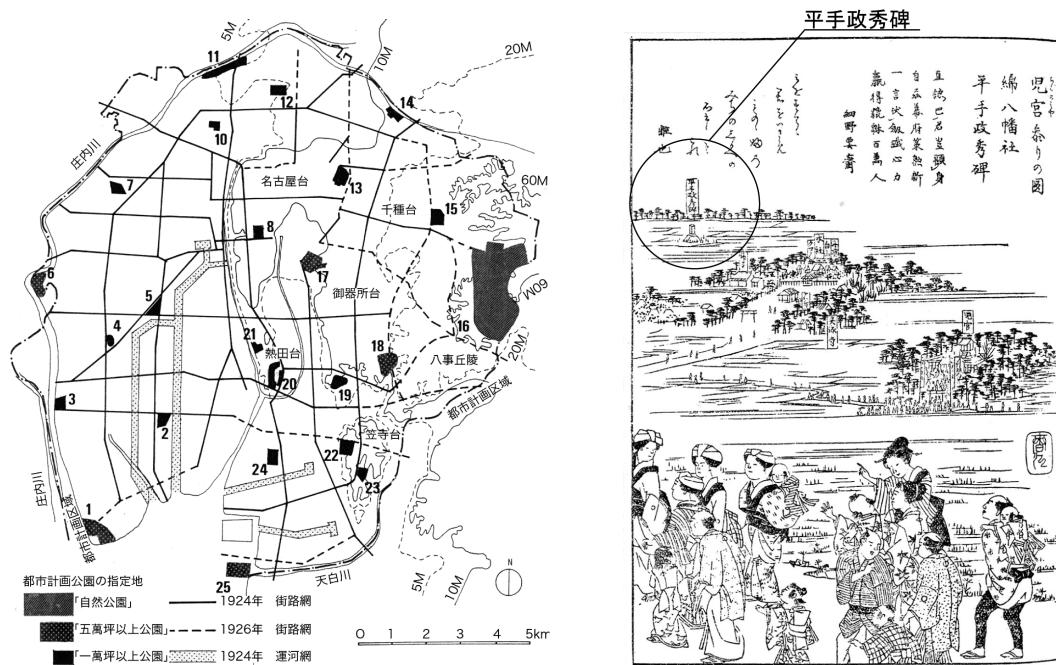


図-2 『名古屋都市計画公園』の指定地の配置図 昭和1年(1926)

筆者作図「名古屋都市計画街路網及運河網並公園配置圖」

『都市計画要鑑第六卷付圖』昭和2年(1927)を下に等高線を書き込み。



図-3 「児宮参りの図 締八幡宮 平手政秀碑」

『尾張名所図絵會後編第三卷』天保13年(1842), p. 85

北村のいう「西志賀近隣公園」という呼称は「公園計画標準」に準拠した分類であったと考えられる。昭和8年(1933)、内務省は以後の都市計画において公園計画の指針となる「公園計画標準」をまとめている¹⁵⁾。同基準に照らし合わせれば、志賀公園の規模は「近隣公園」に相当する。「近隣公園」の誘致距離は0.6~1.5km、これは志賀公園を整備した西志賀土地区画整理組合の施行域を大きく超える(図-4)。都市計画的な観点みて、志賀公園は一組合の利益にとどまるものではなく、隣接した周辺地域の核となるべき公園事業であったのである。

3. 実施過程

(1)『名古屋都市計画公園』の指定地12号

志賀公園は大正15年(1926)1月に告示された戦前名古屋の総合公園計画である『名古屋都市計画公園』の都市計画公園の指定地24ヶ所の一つ、指定地12号(計画面積23,900坪)の一部が公園化されたものである。(図-2)

『名古屋都市計画公園』を立案したのは都市計画愛知地方委員会の公園技師 狩野力¹⁶⁾である。狩野によれば指定地の選定は、「充分踏査の末現在の土地の状況は元より地域制、道路網、運河網等の計画をも参酌」した上で、「都市風致のためにも保存すべき水辺地、樹林地の優秀なもの、神社、史蹟・名勝中よりその保護修飾價値のあるもの」を選択し、さらに市街地にある「公園として開発するのが適當だと思われる、例えば旧来墓地の様なもの」を加え、「地域内の何れの部分の土地からも、約半里の距離を歩めば到達出来る」ものとした¹⁷⁾。さらに全ての指定地は「面積1萬坪以上」の大規模な公園の設置を目的とし、それらは「将来公園系統上其ノ根幹ヲ為スモノ」と位置づけられていた¹⁸⁾。

指定地12号は史蹟である平手政秀の宅邸の石碑を中心として選定されたものであり、狩野のいう「神社、史蹟・名勝中よりその保護修飾價値のあるもの」に相当した。しかしながら、史蹟である石碑を除けば「この由緒地にして一基の記念碑の外一草一木もない田畠」に過ぎない場所であったといい¹⁹⁾、際立った地勢的

な特徴はなかった。その様子は江戸末期から編纂された『尾張名所図絵会』に収録される図-3によって確認することができ、特徴のない田畠の只中に「平手政秀碑」と記された石碑の建つ様子が描かれている。石碑は江戸後期の享和年間(1801-1804)に建立されたものであり、近世の史蹟保全の一例であろう²⁰⁾。

(2) 実施の概略

『名古屋都市計画公園』は策定当初から財源不足により「圖上綠化」と揶揄され²¹⁾、その実現は困難を極めた。そうしたなかで、他の指定地に先駆けて、地区画整理組合によって整備され、名古屋市に寄付された公園が志賀公園であった。志賀公園の設計・監理には狩野力が精力的に関わった²²⁾。狩野は「小さいといへども早く完成した公園を作つて一般が之に興味を持ち、好んで利用し其の利益を感得」することが公園の振興策上必要なことであると記しており²³⁾、1つの公園の成功が『名古屋都市計画公園』全体の成否に関わると見做していた。

西志賀土地区画整理組合が設立されたのは昭和2年(1927)9月、同組合は施行区域の10%に相当した23,900坪の指定地12号全てを意図的に区域に編入し、指定地の全ての公園化を図ったが、減歩率の高さから組合員の合意を得るに至らず、糾余曲折を経た昭和5年(1930)2月、史蹟を中心とした一部平野土地区画整理組合余りの公園としての整備と名古屋市への寄付を決定した²⁴⁾。その後、整備が進むにつれて未完成ながらも来園者は増え、組合内でも公園に対する理解が深まったことから、昭和6年(1931)には野球グラウンドを充実させることを目的に第2期工事として南側2,000坪余りの追加を決定した²⁵⁾。

(3) 地区画整理・指定地12号・志賀公園の相関

以上の経緯を当時の図面史料である『西志賀土地区画整理組合地区劃整理圖』図-4を用いて確認しよう²⁶⁾。図-5は図-4の志賀公園を含む指定地12号部分を拡大したものであり、図-6は同範囲の現況図である。指定地12号の計画面積23,900坪は図-6の範囲A+B+C+Dの全てに相当した。昭和5年(1930)以降に整備された第1期工事の6000坪余りは中央の範囲A、昭和7

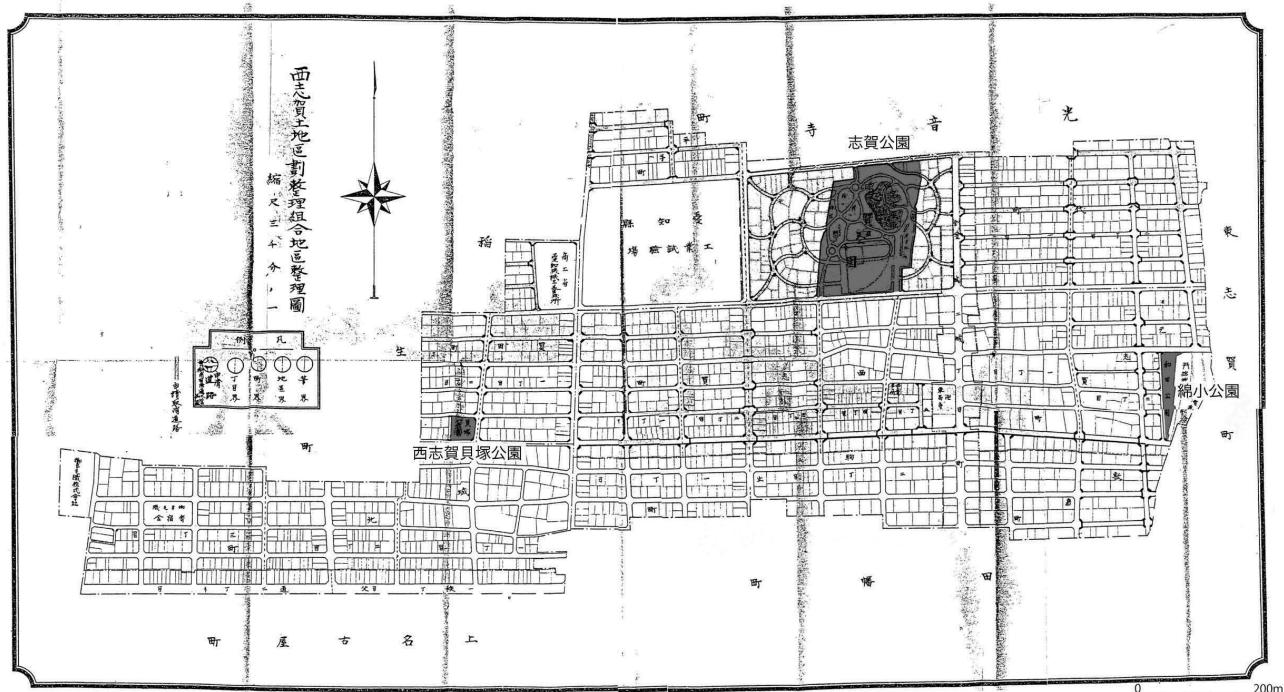


図-4 名古屋市政資料館所蔵「西志賀土地区画整理組合地区劃整理圖」、原縮尺1/3,000
年代不明(記載内容から昭和5年(1930)~昭和20年(1945)と推察される)、公園位置・名称を筆者加筆

年(1932)に第2期工事として追加されたのは南の範囲Bである。西の範囲Cは昭和20年(1945)4月以降に名古屋市によって買収された箇所であり²⁷⁾、東の範囲Dは公園化もされることはなく、現在は宅地となっている。

その他、図から読み取ることができる特徴として、指定地12号は東西に長い土地区画整理区域の北端に位置し、志賀公園を含む指定地12号は四周を街路に囲繞されていること、指定地12号全体に曲線の区画道路が施され、区画道路と公園内の園路は連続したものであることがあげられる。公園化されていない指定地の範囲C、Dの宅地部分に書き込まれる分割線は換地後の宅地割りの線と考えられるものの、宅地としては不整形で不合理な区画である。都市計画愛知法委員会の公園技師 石上甲子朗による「名古屋都市計畫公園指定地内家屋調査(昭和11年(1936)2月調査)」²⁸⁾によれば、昭和11年(1936)時点に指定地12号、つまり範囲C、Dに建築されていた住宅はない。この時期の旧都市計画法は都市計画施設の指定地内において私権を制限する法的手段をもたない。石上によれば、「都市計畫公園指定地に於ける、建築物の新築は、原則として許可されぬもとであると云う意向」を周知し、「建築書類の申請があった場合には、(中略)成るべく撤回せしむる方針を取つた」とい々²⁹⁾、宅地化の抑制はそうした働きかけの成果と考えられる³⁰⁾。この宅地化されていない様子は終戦直後の航空写真である図-7からも確認することができる。

(4) 施設・デザイン

志賀公園の設計は昭和5年(1930)5月に確定した³¹⁾。「風致と土

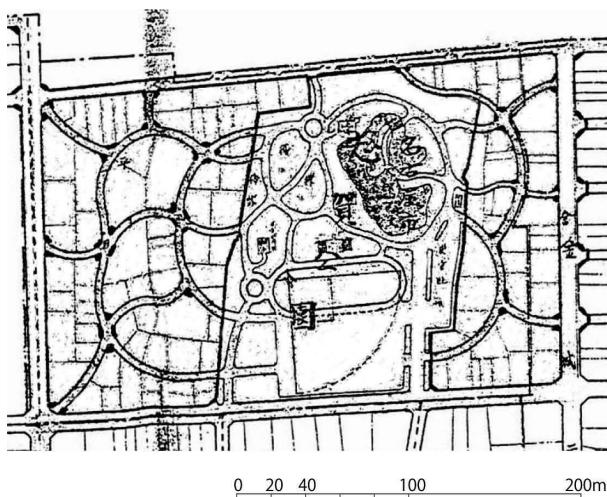


図-5 図-4の指定地12号部分の拡大図

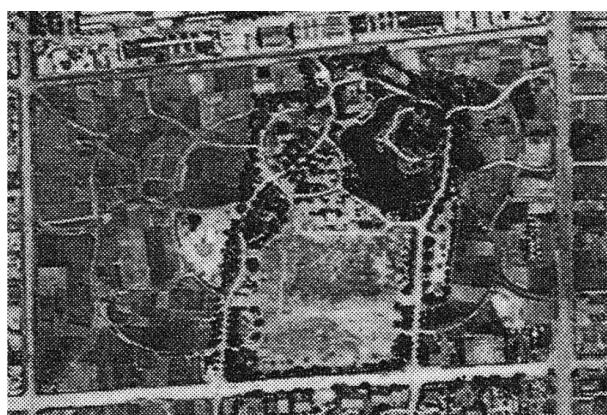


図-7 昭和21年(1946)の指定地12号周辺の航空写真
名古屋航空写真刊行会編『鯨』昭和62年(1987), p. 90

量の都合上」まず600坪あまりの池が掘削され³²⁾、浚渫土によって既存の田畠を埋め立てた。こうして造成された園内には次の施設が配された³³⁾。

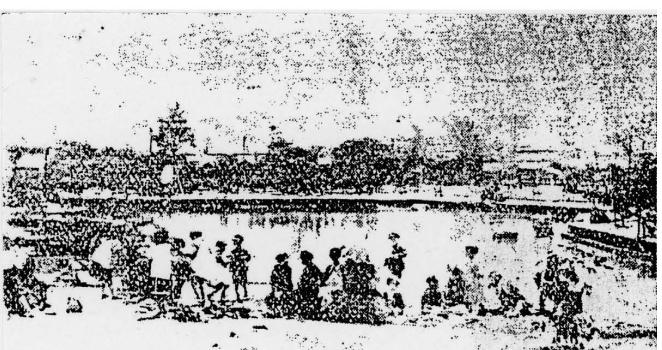
- 平手政秀公宅址の碑あり(在来のもの) [e]
- 約五百坪の池に貸しボートの設備あり
- 二百米トラック、軟式野球場 [g]
- 児童遊園 [h] (運動遊具、スマートリーゴーラウンド、ブランコ、滑臺、シーソー、タワープレイ、回転ブランコ)
- 藤棚(鉄製)一基、(木製)一基
- 亭一棟、パーゴラ一棟 [a], 便所一棟
- 休憩所(名称くぬぎ茶屋)一棟 [b]
- 土橋、木橋二渡
- (括弧の英字は筆者加筆、図-1に対応する。名称は原文ママ)

指定地12号の全体に施された曲線の区画道路は園内の池端を中心としたものであり、池の南部には二百米トラック、軟式野球場が配置された。池とトラックの周辺には四千本の「櫻、楓、棕櫚、梅の如き落葉樹類」と「紅葉、檜、松、榧等の常緑樹其他下草物」が植え込まれ³⁴⁾、既存の平手政秀宅址の石碑はトラック西の一角に保存されつつ、そうした樹林に囲われている。

狩野力は公園の設計を「幾何学的」と「自然的」に分類しており³⁵⁾、志賀公園ではその不規則な園路の形状から「自然的」な設計が採用されたといえる。この狩野のいう「自然的」な設計の公



図-6 志賀公園の現状と開発過程
名古屋市都市計画基本図に筆者加筆



園公有合組理整劃區賀志西地天樂の童兒たれらせ放開に既

図-8 既に開放せられた楽天地西志賀土地區劃整理組合所有園
昭和6年(1931) 『都市公論』第14巻第8号, p. 170.

園とは「都市の児童のドライな頭に、田園風趣の一片を與へる所」であり、その植栽に関して次のように記している³⁶⁾。

植え込む樹木は早くから茂みを作つて呉れる葉の大きな強健な樹種がよく、冬は葉がからりと落ちて、日が地面一杯を照らすと云うのが望ましい。又都市の児童達に四季の自然の変化を教える材料にも得る尤も往来か餘り見透かされて悪い處とか、又はホコリ除け、便所まわりの植え込みにはマサキ、ヤツデ、アオギ、サンゴジュ、シヒ等の如き常緑樹の必要であるが、概してこれ迄の公園は、貴族や金持ちの庭園其の儘を公開した様な風で、餘りお上品すぎて窮屈な様な気がする。これは一面常緑樹が多すぎるせいではないかと思われる。

志賀公園は、堀池に添えられた休憩所が「くぬぎ茶屋」と名づけられた様に、旧来の史蹟を生かした公園というよりも、池と櫟（くぬぎ）林を中心とした樹林地と特徴づけられる。近世名古屋の郊外は「早くから農耕地として開発された為め、樹林を伐採」された地域であり³⁷⁾、狩野は『名古屋都市計画公園』の策定に先立つ都市計画区域内の樹林分布調査を顧みて³⁸⁾、旧市街地に落葉樹林が多い半面、照葉樹林の残る東部の丘陵地を除く郊外には纏まとった樹林がなかったことを指摘している³⁹⁾。志賀公園の実施は、そうした植生に乏しい郊外に新たな樹林地の創出を目論んでいたともいえ、落葉樹を中心とした植栽計画は、「都市の児童達に四季の自然の変化を教える」という狩野の理念を具現化したものといえよう。

また狩野力の在籍する初代の都市計画愛知地方委員会の幹事であった黒谷了太郎は「慰楽再生の機関として最も必要なものは運動場と公園である」とした上で、「一方が静的であるに對し一方は動的であつて、之を同所に置けば不調和を來す原因となる」とし、「公園」と「運動場」の分化を勧めている⁴⁰⁾。志賀公園の軟式野球場や組合が設置を申し入れて追加された公園施設であるが、当初の設計にあるトラックも樹林地となる曲線道路の部分と区分されている。黒谷の意向であったと考えられる。

4. 戦前名古屋都市計画との関連

（1）事業費の負担方法

大正8年(1919)に施行された旧都市計画法は受益者負担制度を創設することができたことで知られるが、佐藤昌によれば、この受益者負担制度は「都市計画事業を行なった結果、著しく利益を受ける者が出てくることは、行政の公平上の立場から望ましくないということである」という考え方の下に設けられた制度であり、「公園の受益については、風俗上芳しからず」という声が一般であった」という⁴¹⁾。

志賀公園でも旧都市計画法に準ずる受益者負担は行われず、整備費の全ては換地後の路線価に応じて公平に負担された⁴²⁾。第1期工事の整備費は土地6,000坪の評価額53,411円74銭に工事費20,000円を加えた金額であったが、その負担方法は公園の工事期間に変更されている。工事の開始時には、旧来の地権者で新設される志賀公園の付近の土地所有を希望する者は土地評価額の85%で換地するという取り決めであったものが、第1期工事完了時には公園付近の土地の購入希望者が多くなり、公園付近の土地も評価額の100%の評価で換地することに改めた⁴²⁾。加えて組合は図一に記される西志賀貝塚公園（1000坪）と綿小公園（500坪）という二つの小公園を新設することを決定して、結果的に、区域全てからの公平な誘致距離をもつ公園の配置が実現した⁴²⁾。こうした経緯は組合員の意識の転換、つまり公園が受益施設として認知されていく過程の顕れといえる。

志賀公園の第1期工事の完成後、狩野力は志賀公園と同規模の

ミネアポリスの公園における受益者負担の計算表を例示しつつ、「若しも公園なるものが實際的に土地の價格の上に明瞭な影響を及ぼしその利益を計算することが出来得る様になったならば公園築造は極めて樂々と進行出来る事と思う」⁴²⁾と記している。志賀公園に次いで狩野が取り組んだのは指定地16号における東山公園であり、24.5万坪の規模におよぶ大公園の新設であった。東山公園は独特の受益者負担が行われていたことで知られ⁴³⁾、公園完成に先立つて公園に隣接する土地区画整理組合が3万坪の宅地を施設整備費として名古屋市に寄付している。狩野力の後任として東山公園の実施を担つた野間守人が志賀公園を「東山公園に實現に大に預かれて力があつた」⁴⁴⁾と評している。先行した成功例である志賀公園があつたからこそ、東山公園の受益者負担が實現したと判じてもよかろう。

（2）公園振興策

志賀公園が開園した昭和6年(1931)の利用状況は、「遠足として来園せるもの十六校、生徒総数約九千人、幼稚園一、児童数一〇〇名、其他地元主催の活動写真映写會、納涼會に来園せるもの四千人に達す」と⁴⁵⁾広く市民の利用が図られていた。

昭和7年(1932)以降の毎夏には、さらに積極的な利用策として「公園祭」⁴⁶⁾が催される。これは名古屋市長の協力を得て、都市計画愛知地方委員会の石川栄耀と狩野力が主導したイベントであり、各公園を会場として「夜間ヲ主トス」夜祭が7日間にわたつて行われた。会場となった公園は『名古屋都市計画公園』の指定地であり、初回の会場は志賀公園、土地区画整理組合や耕地整理組合で整備されつつあった3つの公園と明治期に整備された鶴舞公園、中村公園を合わせた6つの公園であった。例えば、同年8月27日の志賀公園では「花火大会、盆踊大会、ニワカ、萬歳、舞踏大会、生花大会」が行われ、狩野はその様子を「一番交通機關の悪いところであつたが設備が一番進んでゐるので人気を呼び当日園内はギッシリー一杯身動きもならぬ程」と報告している⁴⁷⁾。

「公園祭」は「地元團体の協力を世に紹介し、あはせて市民一般に公園の實際的效果、これら智識の普及を図る」ものであり⁴⁷⁾、同時に開催された「公園展」では「公園祭」会場の理想風景が「ジオラマ」として展示されていた⁴⁸⁾。「公園祭」は昭和11年(1936)までに全5回の開催を確認することができ、新たな指定地が会場に加えられた。特に前述の東山公園は未開園ながらも「公園祭」に参加しており⁴⁹⁾、「公園祭」の啓蒙的な側面が伺える。

同時期、狩野は名古屋市保健局と共に名古屋を巡るハイキングコースを策定した⁵⁰⁾。ここでは『名古屋都市計画公園』の指定地で開園しつつあった庄内公園、萩山公園、中村公園、名称もない指定地6,14,15,23号がハイキングの経由地となっている。

これら一連の啓蒙活動が名古屋の市民に与えた影響の大きさは定かではないが、多くの人々が『名古屋都市計画公園』の指定地の様子を知り、関係する土地区画整理組合が住宅地における公園の意義を学ぶ契機となつたであろう。その際、一時的ではあるが「設備が一番進んでゐる」志賀公園が果たした役割は大きかつたと想像することができる。

5. おわりに

東山公園が竣工した昭和12年(1937)3月、名古屋市は人口当りの公園保有量が五大都市で最も高い都市となつた⁵¹⁾。戦前名古屋は地方都市における近代的な公園づくりの模範例であったといえるのだが、本稿でみたように、それは狩野力たちの地道な啓蒙活動の成果であり、志賀公園は公園が住宅地における受益施設であるとみなされるようになる契機であった。戦前名古屋では、他にも公園の指定地の保全や寄付の上での実例例を確認することができる。それについて改めて書く。

補注及び引用文献

- 1) 向口武志(1999) :『名古屋都市計画公園』の計画理念 : 日本建築学会計画系論文集 522 号,pp.207-214, 向口武志(2000) :「戦前名古屋における『名古屋都市計画公園』の実施について」: 日本建築学会学術講演梗概集, pp.49-50 にその理念と実施過程の概要が論じられている。
- 2) 石上甲子朗 (1937) :「名古屋の整地事業と小公園」:『公園緑地』第 1 卷第 5 号,p.52. ちなみに昭和 2 年(1927)4 月に開催された都市計画主任会議において区画整理の施工面積 3 パーセントを公園保留地として確保することが申し合わされ、名古屋でも昭和 12 年(1937)には区画整理施行総面積の 1,939 パーセントにあたる約 22 万坪が公園保留地として確保された。
- 3) 丸山宏(1994) :『近代日本公園史』思文閣出版,pp.210-213.
- 4) 名古屋市(2010) :『名古屋の公園 100 年のあゆみ』,p.65
- 5) 名古屋都市センタ- (1999) :『名古屋都市計画史』,pp.165-167,p.224
- 6) 佐藤昌(1977) :『日本公園緑地発達史 上巻』: 都市計画研究所, 本稿の扱う時期的範囲における地方都市公園については pp.178-191, p.302-307.
- 7) 例えば、鈴木依理子ら(2002) :「札幌市都市計画公園の事業化に関する研究(1942 年から 1945 年まで)」: 日本建築学会計画系論文集 553 号,pp.247-252
- 8) 例えば、鶴田佳子、南谷考廣、佐藤圭二(1994) :「名古屋市における戦前区画整理設計水準の発展過程に関する研究」: 第 29 回日本都市計画学会学術系論文集, pp.211-216
- 9) 堀田典裕(1995) :「道徳地区における住宅地形成とその空間的特質について-近代名古屋における郊外住宅地開発(III)」: 日本建築学会計画系論文集 478 号, pp.167-177
- 10) 前掲書 1)
- 11) 北村徳太郎(1933) :「新しい土地区画整理と其空地及修景問題」:『都市公論』16 卷 6 号,pp.134-153
- 12) 「地方通信」(1931) :『都市公論』14 卷 8 号,pp.161-191
- 13) 前掲書 12) の計画図によれば、現在の平野白鷺公園に相当する。
- 14) 復興小公園の総面積は 52 ヶ所、44,261 坪であった。前掲書 6),p.190
- 15) 「近隣公園」の規模は「2 「ヘクタール」以上とし 5 「ヘクタール」を中心とする」、つまり 6000 坪以上とし、15000 坪程度を平均するものであった。前掲書 6),p.287, 大正 13 年(1924)の内務省公園計画標準試案の発表から 10 年後の「公園計画基準」にわたって、北村がその取りまとめに尽力した。旧都市計画法が改正される昭和 43 年(1968)に至る約 40 年間にわたり、日本全国の公園計画の指針となる。前掲書 6),pp.280-291
- 16) 狩野力 (1892~1934), 大正 5 年(1916)に東京帝国大学農科大学農学科卒業後、明治神宮造営局に入る。大正 10 年(1921)年都市計画愛知地方委員会公園技師として名古屋市に赴任。その後、昭和 5 年(1927)に新設された名古屋市公園課の課長として東山公園に着手した。
- 17) 狩野力(1931) :「土地區劃整理に依る公園計畫の實施」:『都市公論』第 14 卷 8 号,pp.166-172
- 18) 『都市計画愛知地方委員会會議録 第 14 回』(1920 年), p.21
- 19) 櫻井清約(1932) :「區劃整理に於ける小公園施設」:『大名古屋の區劃整理』, p.45.
- 20) 羽賀祥二(1998) :『史蹟論』名古屋大学出版社に詳しい。
- 21) 田治六郎(1942) :「名古屋都市計画緑地事業概況」:『公園緑地』第 6 卷第 8 号,p.12
- 22) 狩野と愛知県の技手の桜井清約によるとある。前掲書 17) 19)
- 23) 前掲書 17)
- 24) 近藤孝次郎(1935) :「完成せる志賀公園」:『區劃整理』1 卷 2 号,pp.15-20 による志賀公園の経緯を以下に記す。
昭和五年三月二十七日 公園施設費豫算を計上可決す
同 年四月 十九日 地鎮祭執行
工事概況
第一期工事 (昭和五年六月より翌年六月まで)
池掘削及土留工事、盛土地均し排水工事、園路及築山築造、池邊修飾、樹林植栽、芝生付、運動器具、鉄製藤棚設置、橋二渡架設、便所,
- 亭各一棟新築、二百米トラック完備
- 第二期工事 (昭和七年七月)
パーゴラ一棟 (建坪三十坪) 新設
- 第三期工事 (昭和八年二月より四月まで)
グラウンド拡張部分埋立、樹林捕植及移植、排水工事
- 第四期工事 (昭和八年五月より翌年三月まで)
休憩所 (建坪四十坪餘) 新築及庭園築造
- 25) 前掲書 24) に同じ。
- 26) 同図は年代不詳であるものの、工事中に追加された西志賀貝塚公園、綿小公園、野球グラウンドの描かれていることから昭和 6 年(1933)以降に作成されたものと推定することができる。
- 27) 愛知県公文書館所蔵文書によれば「防空緑地公園事業」によるものである。戦時下の公園整備については稿を改めたい。
- 28) 石上甲子郎(1936) :「名古屋都市計画公園指定の効果」『造園雑誌』第 3 卷第 3 号,pp.219-229
- 29) 前掲書 28),p.223
- 30) 指定地全体に園路が計画されたことを鑑みれば、将来の公園化を見据え、組合が宅地化を見送っていた可能性もあろうが、定かではない。指定地の保全状況については稿を改めて分析したい。
- 31) 前掲書 17) に同じ。
- 32) 前掲書 19) に同じ。
- 33) 近藤孝次郎(1937) :「志賀公園造成古録」『公園緑地』1 卷 5 号,pp.71-73
- 34) 前掲書 17) に同じ。
- 35) 狩野力(1928) :「児童公園設計の話」:『都市創作』第 3 卷第 8 号,pp.46-47 一方、「幾何学的設計を唱へる人の側は、規則正しく植えることを目的に叶つた植え方なりと云うている。即ち公園面積をば経済的に利用する事が出来るし、又児童達に對して其の頭に秩序と規律の念を植えつけるのに、よい機會を與へるからだと云つてゐる」とある。
- 36) 前掲書 35) に同じ。
- 37) 前掲書 19) に同じ。
- 38) 「名古屋都市計画公園参考森林分布図」(1927)『都市計画要覽 第六巻付図』、柏書房(1988)に再録 に調査結果がある。
- 39) 狩野力(1927) :「郊外植樹ヨタ話」『都市創作』3 卷 9 号,1927 年, p.59
- 40) 黒谷了太郎(1927) :『都市計畫と農村計畫』広台社, p.215
- 41) 前掲書 6),pp.307-311
- 42) 前掲書 17) に同じ。
- 43) 前掲書 6), p.310
- 44) 「座談会名古屋の公園を語る」(1937) :『公園緑地』第 1 卷第 5 号, p.37
- 45) 前掲書 17) に同じ。
- 46) 狩野力(1932) :「名古屋の公園祭り」:『都市公論』15 卷 11 号,pp.121-123
- 47) 前掲書 46) に同じ。
- 48) 老兵生(1952) :「愛知県都計三〇年の歩み」:『新都市』第 5 卷第 10 号,p.92 によれば、「展覧会」は松坂屋六階にて開かれ、1. 東京内務省衛生局国立公園資料 2. 大阪公園関係其他参考圖 3. 京都新設運動場関係圖面 4. 名古屋各公園並ニ小公園圖、パノラマ、ジオラマ、将来ノ計畫 5. 横濱児童遊園參考資料 6. 東京復興公園ノ各種等 の資料が展示された。
- 49) 『名古屋新聞』から確認した。例えば、第 5 回に参加した公園は『名古屋都市計画公園』の指定地における公園として、鶴舞公園・中村公園・庄内公園・志賀公園・道徳公園・萩山公園・田光公園・東山公園と他 2 つの小公園が参加した。特に東山公園では開園する以前から花火大会が行われていた。
- 50) 名古屋市(1929) :『大正昭和名古屋市史第六卷』, p.285 指定地 6,14,15,23 号は遠足の目的地に用いられた。(『公園緑地』第 1 卷第 5 号(1937),p.103)
- 51) 前掲書 6), p.182